

## 一般社団法人日本ペインクリニック学会評議員選出細則

- 第1条** 本細則は、(社)日本ペインクリニック学会定款第3章第10条に基づき、評議員の選出に関して必要な事項を定める。
- 第2条** 評議員は、次に掲げる基準1～4のすべてに該当する者から選出される。ただし基準1、5すべてに該当する評議員を若干名置くことができる。
- 1 選出される年の6月1日において64歳未満である者。
  - 2 (社)日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医取得後5年以上経過した者。
  - 3 10年以上に亘ってペインクリニックの臨床に従事し、各地域において、指導的立場にある者。
  - 4 最近5年以内に大会での発表が、2回以上あるもの（共同演者を含む）。
  - 5 関連学会等で指導的役割を果たしており、本学会の発展に寄与すると認められる者。
- 第3条** 代表理事は、毎年評議員に新評議員候補者の推薦を依頼する。被推薦者は、次に掲げる書類を添えて、3月末日までに代表理事へ申請するものとする。ただし、第2条5に該当する者は、理事会の議を経て推薦とする。
- 1 履歴書。
  - 2 業績目録。
  - 3 名誉会員、功労会員、評議員のうち、2名の推薦書。
- 第4条** 評議員の選出に当たっては、原則として大学附属病院では1施設2名以内、大学以外の病院では1施設1名とする。なお、大学附属病院分院等からの選出は別途考慮する。
- 第5条** 評議員の総数は、会員数の5パーセント以内とする。
- 第6条** 再任される評議員については、以下の項目すべてを満たすこととする。
- 1 任期中1回以上の学術大会出席があること。
  - 2 任期中1回以上の社員総会出席があること。この場合、委任状による出席は回数に含まない。ただし、正当な理由がある場合には書面をもって申し出、理事会はその可否を決定する。
- 第7条** 代表理事は理事会に諮り、下記に該当する評議員の資格再審査を行う。
- 1 所属、身分に変更があった場合。
  - 2 本人より辞任の申し出があった場合。
  - 3 その他、理事会で不相当と認められた場合。
  - 4 専門医資格を失った場合。

### 附 則

- 1 本細則の改廃は、社員総会の議を経て、会員総会の承認を得なければならない。
- 2 本細則は、2013年7月13日より施行する。ただし、第6条については2013年6月1日より施行する。

1996年7月18日制定 1998年7月24日改正 1999年7月17日改正 2000年7月14日改正 2001年7月13日改正  
2002年7月20日改正 2003年7月24日改正 2006年7月15日改正 2007年7月8日改正 2008年7月21日改正  
2009年7月19日改正 2011年7月24日改正 2012年7月8日改正 2012年11月3日改正 2013年7月13日改正